

第1号議案

業務規程変更案及び送配電等業務指針変更案の修正について

(案)

1. 第110回理事会において議決した業務規程変更案について、第4回通常総会（平成29年6月8日開催）にて議決した第5号議案「本総会議決事項の修正等に関する委任の件」に基づき、別紙1のとおり字句修正を行った上で、経済産業大臣に対し、変更認可申請を行う。
2. 第110回理事会において議決した送配電等業務指針変更案について、別紙2のとおり字句修正を行った上で、経済産業大臣に対し、変更認可申請を行う。

以上

【添付資料】

別紙1：業務規程 新旧対照表（修正箇所のみ記載）

別紙2：送配電等業務指針 新旧対照表（修正箇所のみ記載）

業務規程 新旧対照表 (修正箇所のみ記載)

総会議案	変更認可申請案
<p>(連系線の計画潮流の管理)</p> <p>第134条 (略)</p> <p>一 本機関は、卸電力取引所から、スポット取引及び1時間前取引において約定しようとする取引情報(以下「取引情報」という。)の通知を受ける。</p>	<p>(連系線の計画潮流の管理)</p> <p>第134条 (略)</p> <p>一 本機関は、卸電力取引所から、<u>前日</u>スポット取引及び1時間前取引において約定しようとする取引情報(以下「取引情報」という。)の通知を受ける。</p>
<p>附則(平成29年 月 日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項にかかわらず、第2条(第2項第38号を除く。)、第17条、第107条(第1項本文、同項第3号及び第4号を除く。)、第123条の2、第125条、第126条、第128条から第130条まで、第133条から第153条(第3項を除く。)まで、第160条、第168条及び第179条(第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで及び第2項を除く。)並びに附則第3条から第9条までの規定は、平成30年4月1日から1年以内の<u>本機関の理事会において議決した日</u>(但し、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。</p>	<p>附則(平成29年 月 日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項にかかわらず、第2条(第2項第38号を除く。)、第17条、第107条(第1項本文、同項第3号及び第4号を除く。)、第123条の2、第125条、第126条、第128条から第130条まで、第133条から第153条(第3項を除く。)まで、第160条、第168条及び第179条(第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで及び第2項を除く。)並びに附則第3条から第9条までの規定は、<u>本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日</u>(但し、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。</p>

電力広域的運営推進機関

送配電等業務指針 新旧対照表 (修正箇所のみ記載)

総会議案	変更認可申請案
<p>(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>イ 市場取引状況 卸電力取引所が運営するスポット取引において、過去1年間に市場分断処理(約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系線の空容量を超過し、当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。)を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上となった場合</p>	<p>(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>イ 市場取引状況 卸電力取引所が運営する<u>前日</u>スポット取引において、過去1年間に市場分断処理(約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系線の空容量を超過し、当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。)を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上となった場合</p>
<p>(緊急時の連系線の使用)</p> <p>第208条の3 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若<u>又</u>は需給ひっ迫のおそれに対応するために運用容量拡大の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報を本機関に提出するとともに、運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。</p>	<p>(緊急時の連系線の使用)</p> <p>第208条の3 一般送配電事業者は、自らの供給区域の需給ひっ迫若<u>しくは</u>需給ひっ迫のおそれに対応するために運用容量拡大の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報を本機関に提出するとともに、運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。</p>
<p>附則(平成29年 月 日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項にかかわらず、第33条、第138条から第139条の2まで、第197条から第228条まで、第233条、第238条、第244条及び第269条並びに附則第2条から第5条までの規定は、平成30年4月1日から1年以内の<u>本機関の理事会において議決した日</u>(但し、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。</p>	<p>附則(平成29年 月 日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項にかかわらず、第33条、第138条から第139条の2まで、第197条から第228条まで、第233条、第238条、第244条及び第269条並びに附則第2条から第5条までの規定は、<u>本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日</u>(但し、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。</p>

電力広域的運営推進機関